

検証チェックシート

章	見出し	条	項	号	条文	取組状況	見直しの方向性	課題、問題点	改善策
前文					白岡市では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ責務がある。白岡市では、地方自治の発展を目指し、広く市民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に市民、議会、行政が協働して取り組んでいる。私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、市民主体の自治を推進するため、市政における市民の参画と協働の原則を定め、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 1 これまでの条文のとおりとする <input type="checkbox"/> 2 条文を改正する <input type="checkbox"/> 3 その他	前文関係 ・前文については、これまでのとおりでよいと考える。	
第1章 総則（第1条—第3条）									
	(目的)	1			この条例は、白岡市における自治の理念を定めるとともに、市政に関する市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。		<input checked="" type="checkbox"/> 1 これまでの条文のとおりとする <input type="checkbox"/> 2 条文を改正する <input type="checkbox"/> 3 その他	第1条～第3条関係 ・目的、定義及び理念については、これまでのとおりでよいと考える。	
	(定義)	2	1	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 これまでの条文のとおりとする <input type="checkbox"/> 2 条文を改正する <input type="checkbox"/> 3 その他				
				1 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び市内で事業を営むもの又は活動するものをいう。					
				2 行政 市長その他の執行機関をいう。					
	(理念)	3		まちづくり 市民、議会及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。	<input checked="" type="checkbox"/> 1 これまでの条文のとおりとする <input type="checkbox"/> 2 条文を改正する <input type="checkbox"/> 3 その他				
				4 協働 市民、議会及び行政が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう					
				地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の市内で自治的な活動をしている組織をいう。					
第2章 市民（第4条・第5条）									
	(市民の権利)	4	1	市民は、まちづくりに参画する権利を有する。	・市が実施した各種市民参画手続において、意見を提出した。	<input type="checkbox"/> 1 条文に従いこれまでどおり取り組んでいく <input checked="" type="checkbox"/> 2 条文に従い新たな取り組みを検討する <input type="checkbox"/> 3 条文を改正する <input type="checkbox"/> 4 その他	第4条～第5条関係 ・パブリックコメント等の市民参画手続について、市民からの意見が少なかった。 ・市民参画手続について、個別の手続はホームページなどで公開されているが、全体としてどういものがあるのか把握しにくい。 ・審議会等の委員に公募した際に、研修の機会が少ないあるいは無いため、実りある議論がしにくい。 ・参画と協働のまちづくりサポーターの登録者がいない。	・市民参画手続において、より多くの意見等を提出するようにする。そのために、行政の市民参画手続の公開方法等について、分かりやすくするよう求めていく。 ・公募に応じた経験が無い者も、公募するようにしていくとともに、公募委員のみならず、まちづくりサポーター登録者にも参画や協働についての研修の機会を設けるよう行政に求めていく。	
				2					市民は、議会及び行政の保有する情報を知る権利を有する。
				3					市民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。
	(市民の責務)	5	1	市民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。					
2				市民は、まちづくりに参画するときは、互いに意見を尊重し合い、責任ある行動をするものとする。					